

角材を加工中、携帯用丸のこ盤が反発して作業者に当たり死亡

この災害は、河川の護岸工事現場で発生したものである。

災害発生当日、作業者 A は、携帯用丸のこ盤を使用して角材（長さ 50cm、縦と横ともに 5cm）を加工して測量用の杭を作るよう職長 B から指示された。

A は、資材置き場から材料の角材を十数本持ってきて、携帯用丸のこ盤を使用して加工作業を始めた。A が丸のこ盤と角材を手に持って、作業していたところ、携帯用丸のこ盤が反発し、はずみで丸のこ盤の歯が A に当たった。A は、病院に搬送されたが、死亡した。



A が使用していた携帯用丸のこ盤は、元々取り付けられていた安全カバーの金具が変形していたため、安全カバーが正常に作動せず、歯が剥き出しのままであった。また、この携帯用丸のこ盤は、管理責任者が定められておらず、点検や整備も行われていなかった。

B は、A に作業を指示した際、安全な作業方法について具体的に示していなかった。さらに、この事業場では、作業者に対して、携帯用丸のこ盤の取扱い等についての安全教育を実施していなかった。

この災害の原因としては、次のようなことが考えられる。

- 1 携帯用丸のこ盤の安全カバーが正常に作動せず、歯が剥き出しの状態で使用したこと
- 2 携帯用丸のこ盤と角材を手に持って、不安定な状態で作業したこと
- 3 A に対する作業方法の指示が不明確であったこと
- 4 A に対して、携帯用丸のこ盤の取扱い等についての安全教育を実施していなかったこと

同種災害の防止のためには、次のような対策の徹底が必要である。

- 1 携帯用丸のこ盤は、安全カバーが正常に作動するように点検し、整備しておくこと
携帯用丸のこ盤は、管理責任者を定めて、点検し、安全カバー等に不良があれば直ちに修理して、常に良好な状態に整備しておく。
- 2 携帯用丸のこ盤を使用する際は、安定な状態で使用すること

携帯用丸のこ盤を使用する際は、角材等の切断する材料を固定した上で、携帯用丸のこ盤をしっかりと保持して、使用する。

3 作業指示は、安全な、作業方法を具体的に示すこと

臨時の作業を指示する際は、安全な作業方法を具体的に示すようにする。さらに、作業者の経験や能力に応じた指導を行うことも重要である。

4 携帯用丸のこ盤を取り扱う作業者に安全教育を実施すること

携帯用丸のこ盤を使用する作業者に、その危険性、安全カバー等の安全装置の機能、安全な作業方法等についての教育を実施する。

切り株の除去作業中、携帯用丸のこ盤で切創を負い死亡

この災害は、プレハブ倉庫新設工事において、敷地を整備するために敷地内の立ち木を伐採する作業を行っている際に発生した。

作業員 A が所属する Z 社は、この工事の 2 次下請として、倉庫を新設する敷地内の 2 本の立ち木（いずれも直径約 70cm）の伐採と伐採後の敷地の整地の作業を請け負った。



Z 社は災害発生の前日までに、2 本の立ち木を伐倒したが、整地のためには切り株を取り除く必要があり、ドラグ・ショベルを用いて地上に引っ張り出そうとしたが、根が地中深く張っていたため不可能ということが分かり、1 次下請の Y 社と打合せを行った結果、切り株を地面の高さ以下まで削った後、その周囲を埋め戻す作業に変更した。

災害発生当日、A は、同僚の作業員 B と 2 人で切り株を削る作業に従事した。この切り株を削る作業は、元々予定されていなかったことから、Z 社は必要な道具類を現場に持ち込んでおらず、A と B は、Y 社が現場に持ち込んでいた携帯用丸のこ盤、電動ドリルおよびなたを借りて、作業に当たった。

午前の作業を終了し、昼の休憩の後、取りかかった午後の作業では、A は携帯用丸のこ盤を使用し、B はなたを使用して、互いに背を向ける格好で作業していた。しばらくして、B は、A の悲鳴を聞き振り返ったところ、A は切創を負い、出血していた。A は、直ちに病院に搬送されたが、約 2 時間後に死亡した。

災害発生の前日の Y 社と Z 社の打合せでは、切り株を削ることは確認したが、具体的な作業方法は検討していなかった

また、切り株があった地面は、傾斜しており、切り株の北側と南側とでは約 40cm の高低差があり、A および B は、不安定な作業姿勢を強いられていた。

さらに、Z 社では作業員に安全衛生教育を実施しておらず、A および B は携帯用丸のこ盤の安全な使用方法についての知識が乏しかった。

この災害の原因として、次のことが考えられる。

- 1 斜面の切り株を取り除くために、安全な作業方法等を検討せず、携帯用丸のこ盤を用いるという無理のある作業方法を採用したこと
- 2 立ち木を伐採する作業や携帯用丸のこ盤の使用について、作業員に安全衛生教育を行っていなかったこと

同種災害の防止のためには、次のような対策の徹底が必要である。

- 1 携帯用丸のこ盤を用いて斜面の切り株を取り除くこと自体無理な作業であるので、他の機械や工具を用いた安全な作業方法を検討すること
- 2 立ち木を代採する作業や携帯用丸のこ盤の構造、安全な使用方法等について安全衛生教育を行うこと

作業者に対し、安全衛生教育を行い、携帯用丸のこ盤の構造、安全な使用方法等について周知させるとともに、危険な使用を行なわないよう徹底させる。